

社会福祉法人福光会 役員等の報酬と費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福光会（以下「法人」という。）定款第八条及び二一条又は、評議員選任・解任委員会運営規則第6条の規定に基づき、役員等の報酬と費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び選任解任委員、顧問、相談役と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員等の職務執行の対価として報酬は、これを支弁しない。

(費用弁償)

第4条 法人は、役員等が理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償することができる。

2 会議出席の費用弁償額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|--------|
| ①会議が開催される市区町村内に居住する役員等 | 5,000円 |
| ②会議が開催される県内かつ市区町村以外に居住する役員等 | 6,000円 |
| ③会議が開催される県以外に居住する役員等 | 8,000円 |

3 出張旅費交通費の実費が費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

4 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和4年4月1日から施行する。